

# 例外的な計画不整合による 発電量仕訳の取扱い

## <目次>

第1部	インバランス精算における例外的な計画不整合について・・・	1～ 3
第2部	計画不整合に伴う発電量仕訳の具体的な取扱い・・・・・・・・	4～ 9
第3部	発電量仕訳後の実績通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9～10
第4部	部分買取発電所からの調達への影響・・・・・・・・・・・・・・・・	11～12
第5部	本取扱いに関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13～14

沖縄電力株式会社

## 第 1 部 インバランス精算における例外的な計画不整合について

- 平成28年4月以降導入された計画値同時同量制度の下においては、系統利用者の皆さまが提出された各種計画に基づきインバランス精算が行われることになっております。
  - 一方、実際の運用においては、最終的な計画提出期限（実需給の1時間前）時点で、例外的に計画不整合※が残ったままとなる事態も想定され、この場合には一般送配電事業者が計画不整合に伴う需給のズレを調整することになります。
  - この状況を踏まえ、国（資源エネルギー庁）の電力・ガス事業分科会電力基本政策小委員会において、本来、生じるべきでない計画の不整合について、計画が一致しない場合の類型に応じた精算方法を託送供給等約款にあらかじめ定めるべきと整理されたことを受け、その内容を託送供給等約款に決めました。
- ※発電計画値に応じた販売計画となっていない、または需要想定値に応じた調達計画となっていないなど、計画値が一致していないと認められる状態

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス  
事業分科会電力基本政策小委員会  
(第8回) - 配布資料4より抜粋

### <論点1> インバランス精算における例外的な計画不整合の取扱い

- 本来、生じるべきでない計画の不整合については、不整合の類型に応じた精算方法を予め決めておくことにより、インバランス精算に際して実態を伴わないインバランスの発生を防止すべきではないか。

#### <精算方法(案)>

以下のようなルールを託送供給等約款に定めるべきではないか。

- ① 調達計画と需要計画に不整合があった場合は、**調達計画※1**を基準にインバランス精算を行う。
- ② 発電計画と販売計画に不整合があった場合は、**販売計画※2**を基準にインバランス精算を行う。

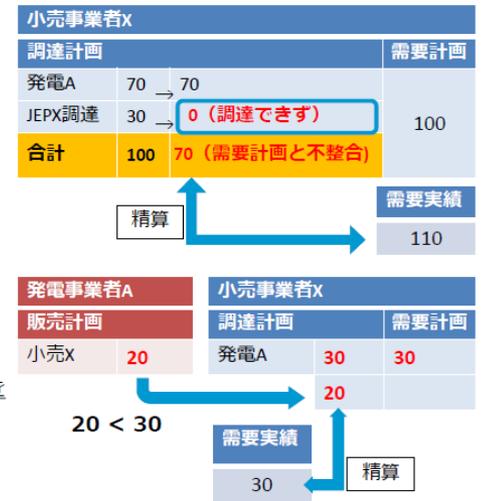
※1：小売事業者が転売を行う場合、[調達計画-販売計画]を基準とする

※2：発電事業者が調達を行う場合、[販売計画-調達計画]を基準とする

- ③ 取引関係にある二者間の、対応する販売-調達計画値に不整合があった場合は、その都度一般送配電事業者がどちらの値に合わせるべきか判断するのは困難である。  
二者間の計画を一致させるのは、計画の正誤と別に両者に共通の責任であることから、下記のような例外を除き、必ず取引があったと言える電力量に相当する、当該2つの値のうち小さい値を基準に揃え、必要に応じ①または②の処理を実施した上でインバランス精算を行う。

<例外> ・JEPX取引の場合：JEPXの約定量を基準とする  
・連系線を介する場合：連系線利用計画を基準とする 等

※実際の負担額は二者間で協議し、精算額を事後調整することとし、必要に応じて紛争処理プロセス等で解決する。



● 発電契約者の皆さまが提出された発電計画・調達計画・販売計画において計画不整合があり、不相当と認められる場合は、以下のルールに基づきインバランス精算を行います。

◆ 託送供給等約款 別表

(1) 発電契約者の発電量調整受電計画電力量（以下、発電計画）の取扱い

<計画間の整合チェック>（調達・販売計画を修正）

① 取引の相手方とのチェック ⇒ 値が小さい方に整合させる。

<計画内の整合チェック>（発電計画を修正）

② 発電計画内の調達・販売をチェック ⇒ 販売計画 - 調達計画の値を発電計画とみなす。

③ ②の発電計画を提出済みの計画値をもとにBG毎に按分する

$$\textcircled{3} 20 \times 15 \div (15 + 15) = 10$$

小売A		
需要	40	
調達	発電A	100
販売	発電X	60

発電X			
発電	BG1	15 ⇒10	30 ⇒20
	BG2	15 ⇒10	
調達	小売A	70 ⇒60	
販売	小売B	80	

①取引の相手方との整合  
70 > 60  
= 小さい方(60)

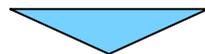
②販売(80) - 調達(60) = 発電(20)

## 第2部 計画不整合に伴う発電量仕訳の具体的な取扱い

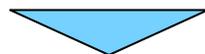
- 発電契約者さまから提出された発電販売計画に計画間不整合が生じていた場合、託送供給等約款（以下「約款」と記載）にもとづき計画間の整合をチェックを実施し、調達計画・販売計画を修正します。
- 修正された調達計画・販売計画をもとに発電計画を修正し、また、各発電バランシンググループ（以下「発電BG」と記載）および各発電所の計画値の修正を実施します。

〈修正フロー〉

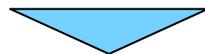
1 【計画間整合チェック】 取引の相手方とのチェック（値の小さい方に整合させる）



2 【調達・販売計画との整合】 発電計画を調達・販売計画と整合させる（発電計画を修正）



3 【修正後発電計画の按分】 修正後の発電計画を修正前計画値をもとに、発電BGごとに按分する



4 【各発電所の発電計画修正】 修正後の発電BGごとの発電計画を修正前の計画値をもとに各発電所に按分する

【参考】 託送供給等約款（平成29年4月1日実施）別表

8 発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

(1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は、原則として、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし、発電契約者が通知した販売計画または調達計画が取引相手の対応する計画と一致しない場合には、当該計画は発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）とみなします。

取引の相手方とのチェック（発電販売計画の販売計画と取引の相手方の調達計画が不整合の場合）

- 販売計画と調達計画のいずれか小さい値に整合させます（販売計画または調達計画を修正します）。
- 販売計画 > 調達計画の場合，修正した販売計画値をもとに，以下のとおり発電計画の合計値，発電BG，発電所それぞれの値を按分修正します。

発電X(発電・調達・販売計画)		
発電	合計値	400 ⇒ 200
	BG1	300 ⇒ 150
	発電所①	250 ⇒ 125
		発電所②
	BG2	100 ⇒ 50
	発電所③	70 ⇒ 35
発電所④		30 ⇒ 15
調達		0
販売	小売a	400 ⇒ 200

③ 修正後の発電計画をもとに各BGに按分  
 修正前BG 1 (300) / 修正前発電合計(400)  
 × 修正後発電合計(200) = 修正後BG 1 (150)  
 修正前BG 2 (100) / 修正前発電合計(400)  
 × 修正後発電合計(200) = 修正後BG 2 ( 50)

② 販売(200)  
 - 調達(0)  
 = 発電(200)

小売a		
需要	200	
調達	発電X	200
販売	-	-

① 販売計画と相手先の調達計画を整合させる  
 （販売 > 調達のため，販売計画を調達計画の値に修正）

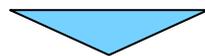
- ④ 修正後の各BGの発電計画をもとに各発電者に按分
- 修正前発電所①(250) / 修正前BG 1 合計(300) × 修正後BG 1 合計(150) = 修正後発電所①(125)
  - 修正前発電所②( 50) / 修正前BG 1 合計(300) × 修正後BG 1 合計(150) = 修正後発電所②( 25)
  - 修正前発電所③( 70) / 修正前BG 2 合計(100) × 修正後BG 2 合計( 50) = 修正後発電所③( 35)
  - 修正前発電所④( 30) / 修正前BG 2 合計(100) × 修正後BG 2 合計( 50) = 修正後発電所④( 15)

※ ③の按分の結果，小数点以下の端数が生じた場合，一旦切捨した上で，当該計画の上位に記載されたBG順に1kWhずつ加算します。  
 ④の按分時に端数が生じた場合，同様に一旦切捨した上で，当該計画の上位に記載された発電所順に1kWhずつ加算します。

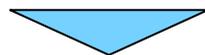
- 発電契約者さまから提出された発電販売計画に計画内不整合が生じていた場合、約款にもとづき発電計画、調達計画、販売計画のチェックを実施し、販売計画－調達計画の値を発電計画とみなします（発電計画を修正します）。
- 修正された発電計画をもとに、各発電BGおよび各発電所の計画値の修正を実施します。

〈修正フロー〉

1 【計画内整合チェック】 計画内の整合をチェック（発電計画を修正）  
販売計画－調達計画の値を発電計画とみなす



2 【修正後発電計画の按分】 修正後の発電計画を修正前計画値をもとに、発電BGごとに按分する



3 【各発電所の発電計画修正】 修正後の発電BGごとの発電計画を修正前の計画値をもとに各発電所に按分する

## 【参考】 託送供給等約款（平成29年4月1日実施）別表

8 発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い

(1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い

(中略)

なお、当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合、販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランスグループごとの発電計画は、30分ごとに次の算式によりえられた値とみなします。

発電バランスグループごとの発電計画

$$= \text{みなし発電計画の値} \times \frac{\text{当日計画の通知の期限における発電バランスグループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$$

発電販売計画内の不整合（販売計画－調達計画≠発電計画）の場合

- 販売計画－調達計画の値を発電計画とみなします（発電計画を修正します）。
- 修正した販売計画値をもとに、以下のとおり発電計画の合計値，発電BG，発電所それぞれの値を按分修正します。

発電X(発電・調達・販売計画)			
発電	合計値	400 ⇒ 200	
	BG1	250 ⇒ 125	
	発電所①	発電所①	150 ⇒ 75
		発電所②	100 ⇒ 50
	BG2	150 ⇒ 75	
	発電所③	発電所③	90 ⇒ 45
		発電所④	60 ⇒ 30
調達	小売α	200	
販売	小売β	400	

- ② 修正後の発電計画をもとに各BGに按分
- 修正前BG 1 (250) / 修正前発電合計(400) × 修正後発電合計(200) = 修正後BG 1 (125)
- 修正前BG 2 (150) / 修正前発電合計(400) × 修正後発電合計(200) = 修正後BG 2 ( 75)
- ① 発電計画(400)≠調達計画(400)－調達計画(200)のため、販売(400)－調達(200)を発電(200)とみなす

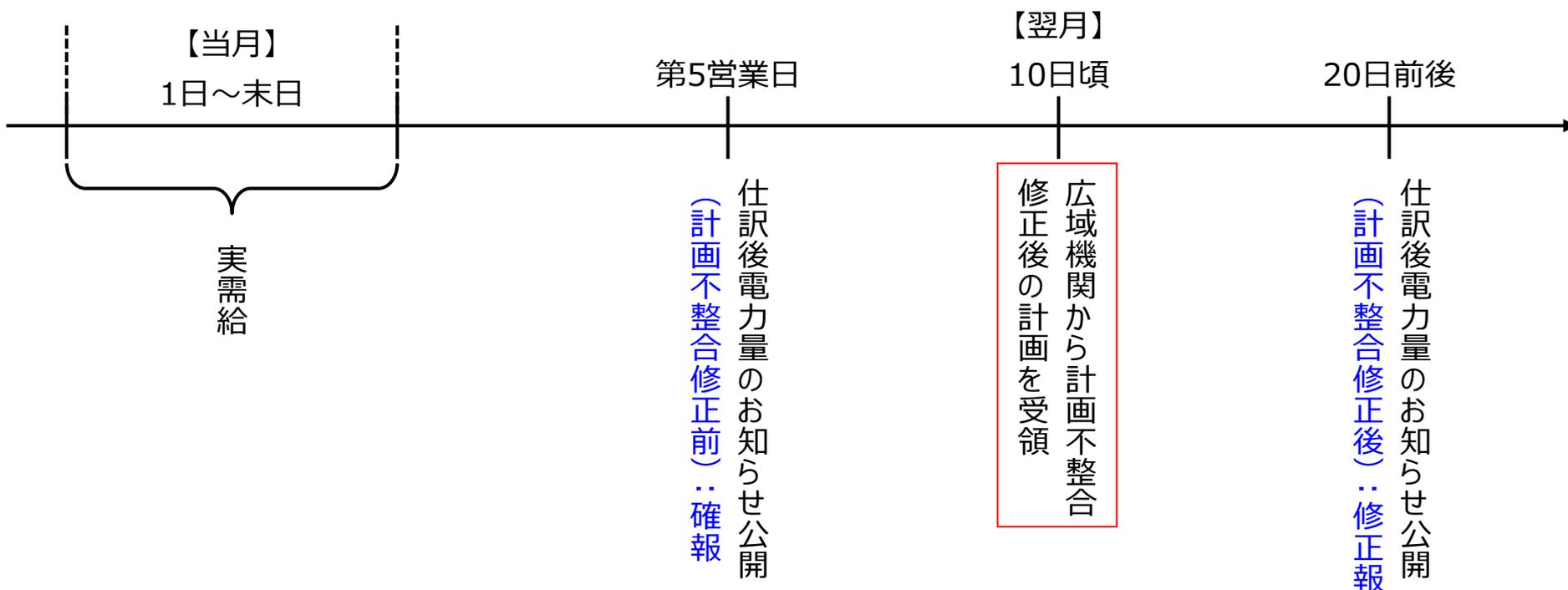
- ③ 修正後の各BGの発電計画をもとに各発電者に按分
- 修正前発電所①(150) / 修正前BG 1 合計(250) × 修正後BG 1 合計(125) = 修正後発電所①(75)
- 修正前発電所②(100) / 修正前BG 1 合計(250) × 修正後BG 1 合計(125) = 修正後発電所②(50)
- 修正前発電所③( 90) / 修正前BG 2 合計(150) × 修正後BG 2 合計( 75) = 修正後発電所③(45)
- 修正前発電所④( 60) / 修正前BG 2 合計(150) × 修正後BG 2 合計( 75) = 修正後発電所④(30)

※ ②の按分の結果，小数点以下の端数が生じた場合，一旦切捨した上で，当該計画の上位に記載されたBG順に1kWhずつ加算します。  
 ③の按分時に端数が生じた場合，同様に一旦切捨した上で，当該計画の上位に記載された発電所順に1kWhずつ加算します。

## 第3部 発電量仕訳後の実績通知

## 発電量仕訳後の実績通知スケジュール

- 計画不整合の修正前の発電計画を用いて発電量仕訳を実施した「特高・高圧発電者の仕訳後電力量のお知らせ」については、従来どおり実需給の翌月5営業日を目途に託送ホームページ上に公開いたします。【**確報**】
- 計画不整合の修正後の発電販売計画を、当社は、実需給の翌月10日頃に電力広域的運用推進機関から受領し、修正後の発電計画を用いて発電量の再仕訳計算を実施します。
- 上記結果は、実需給の翌月20日前後に「特高・高圧発電者の仕訳後電力量のお知らせ」を託送ホームページ上に公開いたします。【**修正報**】
- なお、インバランス精算については、修正後の発電販売計画およびその計画を用いた発電量仕訳後の実績を用いて実施します。



## 第4部 部分買取発電所からの調達への影響

- 不整合のある発電計画の中に部分買取発電所(1発電所を複数の発電契約者で買取)がある場合であっても、前述の通り、発電計画およびそれに伴う発電BGおよび発電所計画値の修正を行います。
- 部分買取発電所への仕訳結果の反映により発電所の計画値が修正された結果、各発電契約者へ通知する発電量仕訳後実績が変動する可能性があります。



※ 発電電 X への発電量仕訳後実績は、**確報では「300kWh」**として通知しますが、**修正報では「150kWh」となり、この実績をもとにインバランス精算を実施します。**  
 また、発電 X の発電量仕訳後実績が変動したことにより、劣後順位の発電 Y の実績は**「100kWh」**から**「250kWh」**に変更となります。

## 第5部 本取扱いに関する留意事項

平成29年4月以降の発電量仕訳については、以上の方法により実施します。  
以下の事項について、ご了承ください。

- 不整合が生じないようご注意の上、各コマの計画提出をお願いいたします。  
特に、部分買取発電所から調達されている発電契約者および当該部分買取発電所に係る取引先の契約者の皆さまは、他の事業者さまの精算等に影響を与えるため、特に不整合が生じないよう、ご注意の上、計画提出をお願いいたします。
- 計画不整合に伴う計画修正とそれに伴う発電量の再仕訳による各事業者さまへの不利益について、**当社は一切の責任を負いません。**
- 当社が各事業者さまに提供する「発電者の仕訳後電力量のお知らせ」をもとに実施される発電者さまへの支払については、**貴社または他社から提出された計画の不整合により変動の可能性があることを踏まえた上で、実施されますようお願いいたします。**
- 各事業者さまから発電者さまへの支払等について協議を要する場合、部分買取の各事業者さまと発電者さまの**当事者間で解決されますよう、お願いいたします。**
- 不整合計画を提出した事業者（不整合事業者）について、当該部分買取発電所に係る他事業者（関連事業者）から問合せを受けた場合は、不整合事業者を確認することなく、関連事業者に不整合事業者名を情報提供する場合があります。